

# 令和8年度 集団指導

## 計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所



©大田区  
はねびよん

大田区福祉部福祉管理課  
法人指導担当

# 令和8年度 集団指導の内容

1. 指導について
2. 実地指導における主な指摘事項について
3. その他の運営基準

# 1. 指導について



# 1. 指導について

## (1) 指導の目的

障害福祉サービスの健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

## (2) 指導方法

- ① 集団指導      集合形式または動画配信形式により、講習等の方法により行う。
- ② 実地指導      事業所で関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

# 1. 指導について

## (3) 実地指導の流れ

- |  |               |
|--|---------------|
| ① 区から事業所へ実地指導の実施通知を送付                      | 約 1 か月前       |
| ② 事業所から区へ事前提出書類を提出                         | 約 2 週間前       |
| ③ 事業所において実地指導                              | 当日            |
| ④ 区から事業所へ実地指導の結果通知を送付                      | 実地指導後約 1 か月   |
| ⑤ 文書での改善が必要と認められた場合は、<br>事業所から区へ改善状況報告書を提出 | 結果通知発出後約 1 か月 |

## 2. 実地指導における主な指摘事項について



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (1) 給付費の算定に関すること

#### 【指摘事項】

- サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていることが確認できなかった。
- 計画作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等（障害児の居宅）への訪問による面接等を行っていることが確認できなかった。

#### 【運営基準ポイント】

サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）は、**以下の基準のいずれかを満たさない場合には、算定できません。**

- (一) 計画作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等（障害児の居宅）への訪問による面接等
- (二) 計画案の説明並びに文書による同意
- (三) 計画案及び計画の利用者又は障害児の保護者等及び担当者への交付
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (1) 給付費の算定に関すること

計画相談支援（障害児相談支援）の基本報酬は、以下の2種類です。

- ① サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）
- ② 継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）

基準を満たした場合は、それぞれに機能強化型の区分があります。

**算定要件を満たしていることを確認のうえ、請求をお願いします。**

※HP内に「相談支援に関するQ & A」も掲載されておりますので、請求に当たり下記リンク先を参考にしてください

●厚生労働省「障害のある人に対する相談支援について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/service/soudan\\_shien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/soudan_shien.html)



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (2) 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針に関すること

#### 【指摘事項】

- モニタリングについて、利用者の居宅等を訪問していることが確認できなかった。

#### 【運営基準ポイント①】

相談支援専門員及び相談支援員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成後においても、利用者等との連絡を継続的に行うこととし、**モニタリング期間ごとに利用者の居宅等（障害児の居宅）を訪問し、利用者（障害児）等に面接を行い、その結果を記録してください。**

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の実施状況を把握し、必要に応じて変更等を行ってください。

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (2) 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の具体的取扱方針に関すること

#### 【運営基準ポイント②】

△利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものと認められないとされています。

#### 【参考】

- 大田区「計画相談支援・障害児相談支援に係る様式例について」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/keikakusoudann\\_youshikirei.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/keikakusoudann_youshikirei.html)



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (3) 秘密保持に関すること

#### 【指摘事項】

- サービス担当者会議等において利用者（障害児）家族の個人情報を使用しているにも関わらず、あらかじめ文書によりその家族の同意を得ていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

サービス担当者会議等において、利用者（障害児）又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者（障害児）及びその家族から、あらかじめ**文書により同意**を得てください。

※同意を得る際に、以下の内容を確認してください。

- ① 同意した日付に漏れ等はないか
- ② 利用者（障害児）家族の個人情報を使用する場合、本人だけでなく家族からの同意も得ているか  
(個人情報使用同意書の署名欄に「家族代表欄（続柄）」を設け、包括的に同意を得ることも可)

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (4) 業務管理体制の整備に関すること

#### 【指摘事項】

- 業務管理体制の整備に関する届出が行われていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

指定計画相談支援事業所は、事業者（法人）ごとに厚生労働省令に定める基準に従い業務管理体制を整備するとともに、関係行政機関に届出を行ってください。

**※設置する事業所等の数により届出事項が異なります。**

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (4) 業務管理体制の整備に関すること

【届出先の行政機関について】 ※条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

区分		届出先
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	➡	厚生労働省
②特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	➡	市町村
③全ての指定事業所等が同一指定都市内に所在する事業者等（※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。）	➡	指定都市
④全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	➡	中核市
⑤①から④以外の事業者等	➡	都道府県

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (4) 業務管理体制の整備に関すること

業務管理体制の整備については、下記リンク先をご確認ください。

- 厚生労働省「2.障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai\\_ahukushi/kanriseibi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_ahukushi/kanriseibi/index.html)



- 大田区「相談支援事業者指定手続のご案内等」>「業務管理体制の届出」

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/soudansienjigyousyasitei.html>



- 東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>書式ライブラリーカテゴリ

> B 業務管理体制の整備>届出のしおり・届出様式等>届出のしおり

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (5) 衛生管理等に関すること

#### 【指摘事項】

- 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会がおおむね6月に1回以上、開催されていなかった。

#### 【運営基準ポイント】

次に掲げる感染症の予防及びまん延防止のための取組を適切に行ってください。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（おおむね6月に1回以上）に開催し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（それぞれ年1回以上）に実施すること

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (5) 衛生管理等に関すること

△ 委員会、研修及び訓練については、それぞれ実施内容等を記録に残すなど、**適切に実施されたことが明確に確認できるようにしてください。**

△ 委員会については、従業者に**周知徹底**を図っていることが分かるようにしてください。

(措置例) 委員会結果議事録を従業者に回覧し、確認日やサインをもらっておく等

#### 【参考】

##### ● 厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (6) 精神障害者支援体制加算に関すること

#### 【指摘事項】

●精神障害者支援体制加算（Ⅰ）の算定に当たり、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることが確認できない事例がありました。

※次のページに精神障害者支援体制加算（Ⅰ）を算定する上での要件を記載しておりますので、請求に当たって参考にしてください。

△精神障害者支援体制加算（Ⅱ）を算定する場合は、次のページ（1）及び（2）の基準に適合することとされています。

## 2. 実地指導における主な指摘事項について

### (6) 精神障害者支援体制加算に関すること

#### 【要件】

△精神障害者支援体制加算（I）は、以下の基準を満たさない場合には、算定できません。

- (1) 相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める**研修の課程を修了**し、当該研修の事業を行ったものから当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を**1名以上配置**していること
- (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を**公表**していること
- (3) 少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所の保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で**面談又は会議**を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていること
- (4) **精神障害者研修修了者**が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること

### 3. その他の運営基準



## 3. その他の運営基準

### (1) 相談支援員に関すること

相談支援員は、障害のある方・障害のあるこどもの相談支援に関わる職種として、令和6年度から新たに創設されました。

#### 【ポイント】

△ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格があれば、すぐに「相談支援員」として業務に従事することができるわけではありません。

※一定の要件を満たす相談支援事業所で、**主任相談支援専門員から指導や助言を受けることができる場合に**、相談支援専門員の資格を取得する前から「相談支援員」として働くことができます。

相談支援員については、下記リンク先をご確認ください。

#### ●厚生労働省「相談支援員について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001510898.pdf>



# 3. その他の運営基準

## (2) 情報公表未報告減算

情報公表未報告減算は、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、情報公表が未報告の場合の減算が創設されました。

### 【ポイント】

※障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく**情報公表に係る報告がされていない場合**は、減算の対象となります。**(所定単位数の100分の5に相当する単位数)**

△ 障害福祉サービス等情報公表システムへの報告等を行ってください。

# 3. その他の運営基準

## (2) 情報公表未報告減算

### 【参考】

- 厚生労働省「障害福祉サービス等情報公表制度」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html)



- 東京都障害者サービス情報> 書式ライブラリー> 書式ライブラリーカテゴリ  
> B「障害福祉サービス等情報公表制度」

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=098>



## 3. その他の運営基準

### (3) 業務継続計画未策定減算

業務継続計画未策定減算は、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていない場合に適用される減算が創設されました。

#### 【ポイント】

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定の場合**は、減算の対象となります。

**(所定単位数の100分の1に相当する単位数)**

△ 感染症と非常災害の発生時において、計画相談支援（障害児相談支援）の提供を継続的に実施するための、早期の業務再開を図るための「業務継続計画（BCP）」をそれぞれ策定してください。

# 3. その他の運営基準

## (3) 業務継続計画未策定減算

### 【参考】

#### ●感染症に係る業務継続計画

厚生労働省「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」  
障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



#### ●災害に係る業務継続計画

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)



#### ●BCP研修

厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)



## 3. その他の運営基準

### (4) 虐待防止措置未実施減算

虐待防止措置未実施減算は、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に適用される減算が創設されました。

#### 【ポイント】

※次に掲げる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。

**(所定単位数の100分の1に相当する単位数)**

- ① 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催し、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること
- ② 虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること
- ③ 上記①、②を適切に実施するための担当者を配置すること

# 3. その他の運営基準

## (4) 虐待防止措置未実施減算

### 【ポイント】

△虐待防止委員会及び研修については、実施内容等を記録に残すなど、適切に実施されたことが明確に確認できるようにしてください。

△虐待防止のための担当者は、相談支援専門員を配置してください。

※次に掲げる項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいとされています。

- ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針



# 根拠法令・大田区ホームページ



# 根拠法令等①

## (法令等)

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行規則  
※ 障害者総合支援法 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 児童福祉法、児童福祉法施行規則

## (運営基準)

- 平成24年3月13日 厚生労働省令第28号  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
- 平成24年3月13日 厚生労働省令第29号  
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」

## (解釈通知)

- 平成24年3月30日 障発0330第22号  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」
- 平成24年3月30日 障発0330第23号  
「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」

## 根拠法令等②

### (報酬告示)

- 平成24年3月14日厚生労働省告示第125号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 平成24年3月14日厚生労働省告示第126号

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」

### (留意事項通知)

- 平成18年10月31日障発第1031001号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

- 平成24年3月30日障発0330第16号

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

## 大田区ホームページ

- 大田区「障害福祉サービス事業者等の指導・監査及びその結果」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya\\_ke  
nsa.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyousya_ke<br/>nsa.html)



- 大田区「相談支援事業者（指定特定・障害児）指定手続のご案内等」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/soudansien  
jigyousyasitei.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/jigyousya/soudansien<br/>jigyousyasitei.html)



- 大田区「指導監査（検査）結果報告書」

[https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/sidoukennsakekk  
ahoukokusyo.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/sidoukennsakekk<br/>ahoukokusyo.html)



# 確認報告フォームの提出について

## 【提出方法】

### (1) eラーニングで視聴した場合

eラーニング上の回答フォームにより、提出してください。

### (2) YouTubeで視聴した場合

区ホームページから確認報告フォーム（LoGoフォーム）により、提出してください。

## 【提出期限】

令和8年9月30日（水）

